

公益社団法人小田原青色申告会の会員の皆さまへ

令和4年度加入要領

青色ファミリー共済2

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】



加入資格

当申告会の会員※の方はどなたでも加入できます。

※公益社団法人小田原青色申告会の会員でかつその目的に賛同される方が被保険者(補償の対象となる方)としてご加入いただけます。

月々の掛金

入院補償付コースと入院・通院補償付コースは月々1,000円で、熱中症補償付コースは1,500円です。また、オプション補償(特約)は月々300円です。

※上記掛金には、あいおいニッセイ同和損害保険㈱の団体総合生活補償保険の月払保険料が含まれております。

団体総合生活補償保険の保険料は、①入院補償付コース580円②入院・通院補償付コース630円③熱中症補償付コース1,090円、オプション補償(特約)260円となっております。

※掛金については前受となっております。引落不能の場合は該当月末日までにお振込みいただけます。振込がない場合は該当月末日をもって加入資格を失うこととなり、後日未納掛金は速やかにお振込みいただけます。

※この保険については解約返れい金はありません。

保険期間

令和4年3月1日午後4時から1年間

※加入資格の喪失、ご加入内容の変更または継続しない旨のお申出のない限り、保険契約の満了する日と同一内容(※)で継続加入のお取扱いをいたします。

この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。

(※) 傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただく場合があります。

加入方法

令和4年年2月28日(月)までに所定の加入申込票、および初回掛金を公益社団法人小田原青色申告会窓口までご持参ください。月々の掛金は、毎月14日に金融機関の口座振替とさせていただきます。

それ以降にご加入手続きをされた場合は、ご加入手続きが完了した日の属する月の翌月1日午後4時から令和5年3月1日午後4時までの補償となります。

※14日が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。

※ご加入の手続きをした日の属する月に加入手続きが完了しなかった場合は別途ご連絡させていただきます。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険㈱のホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

—公益社団法人小田原青色申告会—